

5月22日(月)～28日(日)は 春の行政相談強調週間です

「春の行政相談強調週間」は、行政相談制度について、広報および関係行事を積極的に実施し、広く皆さんに制度への理解を深めていただくものです。



毎日の暮らしの中で、役所などの仕事について、説明に納得できない、「処理が間違っている」など、苦情や意見・要望はありませんか。そのようなときは、行政と住民とのパイプ役として総務大臣から委嘱された「行政相談委員」が相談に応じます。相談は無料ですので、お気軽にご利用ください。

市での定例相談(予約制)

田無庁舎：毎月第3金曜日午後1時30分～4時30分
保谷庁舎：毎月第1木曜日午後1時30分～4時30分
相談内容：年金・保険、道路・河川、郵便、登記、福祉など行政全般

行政相談委員

行政相談委員
松下美恵子さん(☎462・5657)
高橋朝恵さん(☎463・6505)
菅野亨さん(☎465・4651)
渡部とく代さん(☎422・1563)

特設合同相談センターを開設

とき 5月24日(水) 午前10時～午後3時
ところ 田無庁舎
相談内容 国税・年金・保険、社会福祉、登記、遺言・相続、マンション管理等に関すること
参加機関 東京国税局、武蔵野社会保険事務所、司法書士、行政書士、マンション管理士、行政相談委員、東京行政評価事務所(予定)
問合せ 東京行政評価事務所(☎03・5331・1752)

なお、相談は次のところでも受け付けています。

「行政苦情110番」(総務省東京行政評価事務所)：☎0570・090110
総務省のホームページアドレス http://www.soumu.go.jp
東京総合行政相談所(西武百貨店池袋店7階 休業日を除く毎日受付)：☎03・3987・0229
生活文化課(☎☎内線1412)

Q 中学生の子どもが、携帯でアダルトサイトにつながってしまった。登録料を請求されている。登録したつもりはないと言いが、どうすればよいか。

消費生活相談Q&A 登録していないアダルトサイトの料金請求

A 中学生の子どもが「アイドルの着メロがダウンロードできる」と友人から教えられたサイトに入ったら登録になってしまったということですが、アダルトサイトは利用しておらず、登録に同意をしていないので契約は成立していません。請求されても、登録料を支払う必要も解約通知をする必要もありません。

この事例のように、一見アダルトサイトと分らないようなサイトを設け、誘い込む例があります。無料のゲームや占い、アニメなど興味を引きそうなサイトを装い、サイトに入っただけで、登録完了として登録料などを請求します。驚いてサイト内を探すと、利用規約などがあり、一旦登録したら払わないと調べて取りに行き、調査料も請求する、払わないと裁判になるなどと、脅すような言葉が並んでいます。しかし、請求の前提となる契約が成立していないのですから、支払う必要はありません。またこの事例のように、未成年者が親の同意なしにした契約は取り消すことができますが、契約が成立していないので、契約取消しを通知する必要もありません。契約していないことを告げるつもりで事業者に連絡すると、さらに個人情報を出される恐れがあります。詳しくは消費生活相談室へご相談ください。

消費生活相談室(☎425・4040) 相談室(☎425・4040)

6月1日人権擁護委員の日 全国一斉人権相談

人権侵害、家庭内のもめごと、近所付き合いでの悩みごとなどに、人権擁護委員が、無料で相談に応じます。相談者の秘密は厳守します。予約は必要ありませんので、お気軽にご相談ください。



とき 6月1日(木) 午後1時～4時
ところ 田無庁舎2階ロビー
当日午前9時から正午まで、田無庁舎市民相談室において定例の「人権・身の上相談」(予約制)を行います。下表の無料市民相談の欄をご確認のうえ、市民相談室にお申し込みください。
生活文化課(☎☎内線1412)

無料市民相談

内容	日時	場所	問合せ
一般市民相談	毎週月曜日～金曜日午前8時30分～午後5時	(田) (保)	
専門相談 (予約制)	法律相談	5月24日、6月1日・2日・8日 午前9時～正午 6月1日は人権・身の上相談を兼ねる	(田)
	人権・身の上相談	5月31日、6月6日・7日・13日 午後1時30分～4時30分	(保)
	人権・身の上相談	6月1日 午前9時～正午	(田)
	人権・身の上相談	5月25日 午前9時～正午	(保)
	税務相談	5月26日 午後1時30分～4時30分	(田)
	税務相談	6月2日 午後1時30分～4時30分	(保)
	不動産相談	6月1日 午後1時30分～4時30分	(田)
	不動産相談	6月8日 午後1時30分～4時30分	(保)
	登記相談	6月8日 午後1時30分～4時30分	(田)
	登記相談	5月18日 午後1時30分～4時30分	(保)
	表示登記相談	6月8日 午後1時30分～4時30分	(田)
	表示登記相談	5月18日 午後1時30分～4時30分	(保)
	交通事故相談	6月14日 午後1時30分～4時30分	(田)
交通事故相談	5月24日 午後1時30分～4時30分	(保)	
年金・労災・雇用保険・人事一般相談	6月12日 午後1時30分～4時30分	(田)	
行政相談	5月19日 午後1時30分～4時30分	(田)	
行政相談	6月1日 午後1時30分～4時30分	(保)	
相続・遺産・成年後見等手続き相談	6月7日 午後1時30分～4時30分	(田)	
消費生活相談	毎週月曜日～金曜日 午前10時～正午 午後1時～4時	消費者センター (☎425-4040)	
住宅増改築相談	6月2日 午後1時30分～4時	田無庁舎2階ロビー 保谷庁舎1階ロビー	消費者センター (☎425-4141)
動物相談	5月17日、6月21日 午後1時30分～2時30分	田無庁舎2階展示コーナー 保谷庁舎1階ロビー	環境保全課 (☎464-1311内線2212)
子ども家庭相談(電話・面接)	毎週火曜日～土曜日 午前9時～午後4時	コール田無3階子ども家庭支援センター相談室	子ども家庭支援センター (☎451-0600) 相談専用電話 (☎451-0808)
母子相談	毎週火曜日～金曜日 午前8時30分～午後5時	保谷庁舎1階生活福祉課	(☎464-1311内線2351) 事前連絡をしてください
教育相談	毎週月曜日～金曜日 午前9時～午後5時	保谷庁舎4階 田無庁舎5階(予約のみ)	教育相談課 (☎464-1311内線2641) 電話相談 (☎425-4972)
女性 悩みなんでも相談(電話・面接)	月・火・金曜日午前10時～午後4時 木曜日午後3時～8時	市民会館2階相談室	悩みなんでも相談 (☎450-0222) カウンセリング (☎450-0222)
女性 カウンセリング(面接)	毎週水曜日午後3時～8時、土曜日午前10時～午後4時	市民会館2階相談室	からだの相談予約電話 (☎450-0055)
女性 からだの相談(面接)	6月14日 午後2時～4時	市民会館2階相談室	生活文化課男女平等推進係 (☎450-0055)
電話医療相談(西東京市医師会)	5月16日内科・23日整形外科・30日内科 午後1時30分～2時30分		(☎438-1100)
電話歯科相談(西東京市歯科医師会)	5月19日・26日 午後0時30分～1時30分		(☎466-2033)

担当課番号案内の☎☎の表記は ☎...田無庁舎(南町5～6～13) ☎...保谷庁舎(中町1～5～1)を表します